

機密文書集荷再生処理サービス約款

関自貨第九三五号認可年月日平成十九年八月三〇日

目次

- 第一章 総則（第一条～第四条）
- 第二章 運送の引受け（第五条～第十一条）
- 第三章 荷物の引渡し（第十二条）
- 第四章 指図（第十三条～第十四条）
- 第五章 事故（第十五条～第十七条）
- 第六章 責任（第十八条～第 九条）

第一章 総則

（適用範囲）

- 第一条 この約款は、当店の経営する一般貨物自動車運送事業において、機密文書集荷再生処理サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する運送に適用されます。
- 2 この約款に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。
- 3 当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込に応じることがあります。

（定義）

- 2 第二条 この約款において、「本サービス」とは、荷送人より排出される機密文書（以下「文書」といいます。）を次項の専用箱に収納し、その内容物の機密を厳重に保持した上、第五項に定める溶解再生処理工場まで運送し、溶解再生処理工場が溶解処理するサービスをいいます。
- 2 この約款において、「専用箱」とは、当店の指定した、荷送人が文書を収納する専用の容器をいいます。
- 3 この約款において、「文書入り専用箱」（以下「荷物」といいます。）とは、荷送人が文書の処理を当店に委託するため、自己の排出する文書を収納し、当店の指定したテープで封印した専用段ボール箱をいいます。
- 4 この約款において、「専用封印テープ」（以下「テープ」といいます。）とは、荷送人が荷物を封印するために使用する、開封記録が残る封印テープをいいます。
- 5 この約款において、「溶解再生処理工場」（以下「荷受人」といいます。）とは、荷物の溶解処理と紙資源再生の処理設備を有する当店の指定の事業者をいいます。
- 6 この約款において、「機密文書溶解処理証明書」とは、本サービスにより文書を含む荷物の溶解処理が完了したとき、その事実を証するため、当店から荷送人に対し交付される所定の書面をいいます。

（荷物の当店への引渡しなど）

第三条 荷送人は、文書を専用箱に収納し、専用テープで封印の後、当店の引渡しするものとします。

- 2 荷送人は、引渡し予定日の2日前までに、当店の定める依頼書を指定の方法により、当店の申し込みするものとします。
- 3 当店は、荷送人より荷物の引渡しを受けるときは、荷送人に対し第六条の授受伝票を発行します。その際、荷送人は、荷物の内容が次条第一項に該当するものではないことを確認し、署名するものとします。
- 4 当店は、引き受けた荷物を荷受人まで運送し、荷受人に引渡します。
- 5 当店は、当該荷物の溶解処理が完了した後、荷送人に対して「機密文書溶解処理証明書」を交付するものとします。

（混入禁止）

第四条 荷送人は、専用箱に文書以外のものを収納しないものとし、特に次に掲げる物品（類似品を含む）を文書に混入してはならないものとします。

- 一 新聞紙
- 二 本・雑誌
- 三 トレーシングペーパー
- 四 記憶媒体（FD、CD、MO等）
- 五 その他紙以外の材質のもの

2 当店は、荷物に前項に該当する物品が収納あるいは混入されているおそれがあるときは、荷送人の同意を得て、荷送人または荷受人立会の上で、当該専用箱を開梱し、点検することができます。

第二章 運送の引き受け

（受付時間）

第五条 当店の、第三条第二項に規定する申

込の受付時間は、午前十時から午後五時までとします。

（授受伝票）

第六条 当店は、荷物を引き受けるときに、授受伝票を荷送人に発行します。この場合、次に掲げる一号から四号は荷送人が記載し、五号から七号は当店の記載するものとします。

- 一 荷送人の会社（部署名を含む。）名称
- 二 荷送人の会社住所
- 三 荷送人の署名
- 四 荷物の個数
- 五 当店受領者の捺印
- 六 当店の荷物を引き受けた日時
- 七 その他必要事項

（荷造り）

第七条 荷送人は、本サービスに対応する第三条第一項に規定する荷造りをしなければなりません。

2 当店は、荷物の荷造りが本サービスに適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求するものとします。

（引受拒否）

第八条 当店は、次の場合に、本サービスに関する運送の引受けを拒絶する場合があります。

- 一 運送の申込がこの約款によらないものであるとき。
- 二 荷送人が、授受伝票に必要な事項を記載せず、または、第四条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。
- 三 荷造りが、本サービスの運送に適さないとき。
- 四 専用封印テープが開封されているとき。
- 五 本サービスの運送に関し、荷送人から特別の負担を求められたとき。
- 六 運送が、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 七 荷物が、第四条第一項に規定する混入禁止物品であるとき。
- 八 天災その他やむを得ない事由があるとき。

（外装表示）

第九条 荷送人は、専用箱の所定の位置に、第六条第一号に規定する名称を見やすいように表示または記載しなければなりません。ただし、当店が必要ないと認めた事項についてはこの限りではありません。

2 荷送人は、当店の認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（運賃等の收受）

第十条 当店は、荷送人から国土交通大臣に届け出た運賃・料金その他運送に関する費用（以下「運賃等」といいます。）を、本サービス提供後に請求し、請求月末日までに收受します。

2 当店は、收受した運賃等の割戻しはしません。

（連絡運輸または利用運送）

第十一条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、または他の貨物自動車運送事業者の行う運送もしくは他の運送機関を利用して運送することができます。

第三章 荷物の引渡し

（荷物の引渡し）

第十二条 当店は、荷送人から荷物の引渡しを受けてから概ね2週間以内に当店の荷受人と別に定めた荷物引渡し予定日までに荷物を荷受人に引渡します。

第四章 指図

（指図）

第十三条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止について指示することができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引渡ししたときに消滅します。

3 第一項に規定する指図に従って行う処分に関する費用は、荷送人の負担とします。

（指図に応じない場合）

第十四条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅延なくその旨を荷送人に通知します。

第五章 事故

（事故の際の措置）

第十五条 当店は、荷物の滅失を発見したときは、遅延なくその旨を荷送人に通知します。

2 当店は、荷物に著しいき損を発見したとき、または荷物の引渡し後荷物引渡し予定日より著しく遅延すると判断したときは、遅延なく荷送人に対し、相当の期間を定め、荷物の処置について指示を求めます。

3 当店は前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、または当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、その荷物の運送の中止、返送等の適切な処置をします。

4 当店は、前項の規定による処置をしたときは、遅延なくその旨を荷送人に通知します。

5 前二項の規定にかかわらず、当店は、運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6 当店は前項の規定により指図に応じないときは、遅延なくその旨を荷送人に通知します。

7 第二項に規定する指図の請求および指図に従って処置または第三項の規定による処置に要した費用は、荷物のき損または遅延が荷送人の責任による事由によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

（混入禁止物品の処置）

第十六条 当店は、荷物が第八条第六号に該当することを運送中に知ったときは、荷物の取降ろしその他運送上の損害を防止するための処置をします。

2 前項に規定する処置に要した費用は、荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処置をしたときは、遅延なくその旨を荷送人に通知します。

第六章 責任

（責任の始期）

第十八条 荷物の滅失またはき損についての当店の責任は、荷物を受け取ったときに始まり、

2 当店は、荷物のき損または遅延に関し荷送人から証明の請求があったときは、事故証明書を発行します。

2 当店は、荷物のき損または遅延に関し荷送人から証明の請求があったときは、事故が発生した日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

（事故証明書の発行）

第十七条 当店は、荷物の滅失に関し荷送人から証明の請求があったときは、事故が発生した日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

（責任と举证）

第十九条 当店は、自己または使用人その他運送のために使用した者が、荷物の受取り、引渡し、保管および運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、荷物の滅失、き損または遅延について損害賠償の責任を負います。

（免責）

第二十条 当店は、次の事由による荷物の滅失、き損、遅延または漏洩の損害については、損害賠償の責任を負いません。

- 一 荷物の混入禁止物品による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび
- 二 その他これに類似する事由
- 三 騒擾その他の事変または強盗
- 四 不可抗力による火災
- 五 予見できない異常な交通障害
- 六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災

法令または公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押さえまたは第三者への引渡し。

七 荷送人が記載すべき授受伝票への不実記載その他荷送人の故意または過失

（引受限荷物等に関する特例）

第二十一条 第八条第五号に該当する荷物については、当店は、その滅失、き損、遅延または漏洩について損害賠償の責任を負いません。

2 第八条第七号に該当する荷物については、当店がその旨を知らずに運送を引き受けた場合は、当店は荷物の滅失、き損、遅延または漏洩について、損害賠償の責任を負いません。

（損害賠償の額）

第二十二条 当店は、この約款の規定に従って引き受けた荷物が滅失、き損または遅延した場合、当該荷物の運賃、料金の範囲内でその損害を賠償します。ただし、当該荷物の滅失、き損により個人情報等が漏洩し、荷送人に損害を与えた場合は、次に掲げる補償限度額の範囲内で賠償します。

- 一 運送上の対人、対物損害および個人情報漏洩による直接的損害は、併せて一事故につき十億円以内
- 二 機密情報漏洩による直接的損害は、一事故につき二億円以内

2 前項に規定する補償は、直接発生した直接的損害および物的損害に対してのみ責任を負い、その結果発生した間接的損害については責任を負いません。かかる間接損害には、得べかりし利益、利息および効用の損失ならびに商機の逸失による損失を含むものとし、かつ、これらに限定されないものとします。

（運賃等請求権）

第二十三条 当店は、荷物の全部または一部が天災その他やむを得ない事由または当店の責任を負う事由により滅失またはき損したときは、その運賃等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃等の全部または一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、荷物の全部または一部が荷送人の責任による事由によって、滅失またはき損したときは、運賃等の全額を收受します。

（時効）

第二十四条 当店の責任は、荷受人が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2 前項の期間は、荷物が滅失した場合においては、荷物引渡し予定日からこれを起算します。

3 前二項の規定は、当店がその損害を知っていた場合には、適用しません。

（連絡運輸または利用運送の責任）

第二十五条 当店が他の運送機関と連絡して、または他の貨物運送事業者の行う運送もしくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（荷送人の賠償責任）

第二十六条 荷送人は、第八条第五号または第八条第六号に該当する荷物により当店に与えた損害については、損害賠償の責任を負わなければなりません。

平成十九年八月

総合警備保障株式会社

東京都港区元赤坂一丁目六番六号